

令和3年8月より、個人の負担能力に応じた費用負担とする観点から、施設利用者の負担限度額等および高額介護(予防)サービス費が改正されます。

介護保険 制度



特 定入所者介護(予防)サービス費(負担限度額)の給付にかかる変更点

市民税非課税世帯の方は介護保険施設(短期入所を含む)利用の際の食費・居住費の軽減制度がありますが、在宅で介護を受ける方との公平性などの観点から、負担能力に応じた負担となるよう次のとおり改正されます。

問い合わせ

健康福祉部 ども・高齢者支援室
高齢者支援課 介護保険係(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3234~3236)

①認定要件である預貯金額が変更されます

所得段階	令和3年7月まで	令和3年8月から
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円 夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超 120万円以下(第3段階①)		単身 550万円 夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超(第3段階②)		単身 500万円 夫婦 1,500万円

※公的年金収入金額(非課税年金含む) + その他の合計所得金額

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費(日額)の負担限度額が変更されます

所得段階	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	令和3年8月から	令和3年7月まで	令和3年8月から
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超 120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※居住費・滞在費の変更はありません。

軽減を受けるためには、申請が必要になりますので、詳しくは問い合わせください。

高 額介護(予防)サービス費の給付にかかる変更点

月内の介護サービス利用者負担が一定額を超えた場合に支給される「高額介護(予防)サービス費」の利用者負担段階区分に、次のとおり一定所得以上の高所得者世帯の段階が新設されます。

区分	負担の上限額(月額)
新設 課税所得690万円以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円～課税所得690万円未満	93,000円(世帯)

※介護サービスの利用者または同一世帯に課税所得380万円以上の65歳以上の方がいる場合が対象となります。また、上記以外の段階に該当する方の上限額に変更はありません。